

意匠の国際登録制度（ハーグ制度）について（手続編）

特許庁審査業務部出願課国際意匠・商標出願室 ハーグ担当



- 1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
- 2 国際出願から国際登録まで
- 3 国際登録の維持管理（所有権移転、放棄・限定、更新など）
- 4 指定官庁としての日本国特許庁への手続

1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
(1) ~ (6) ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度について

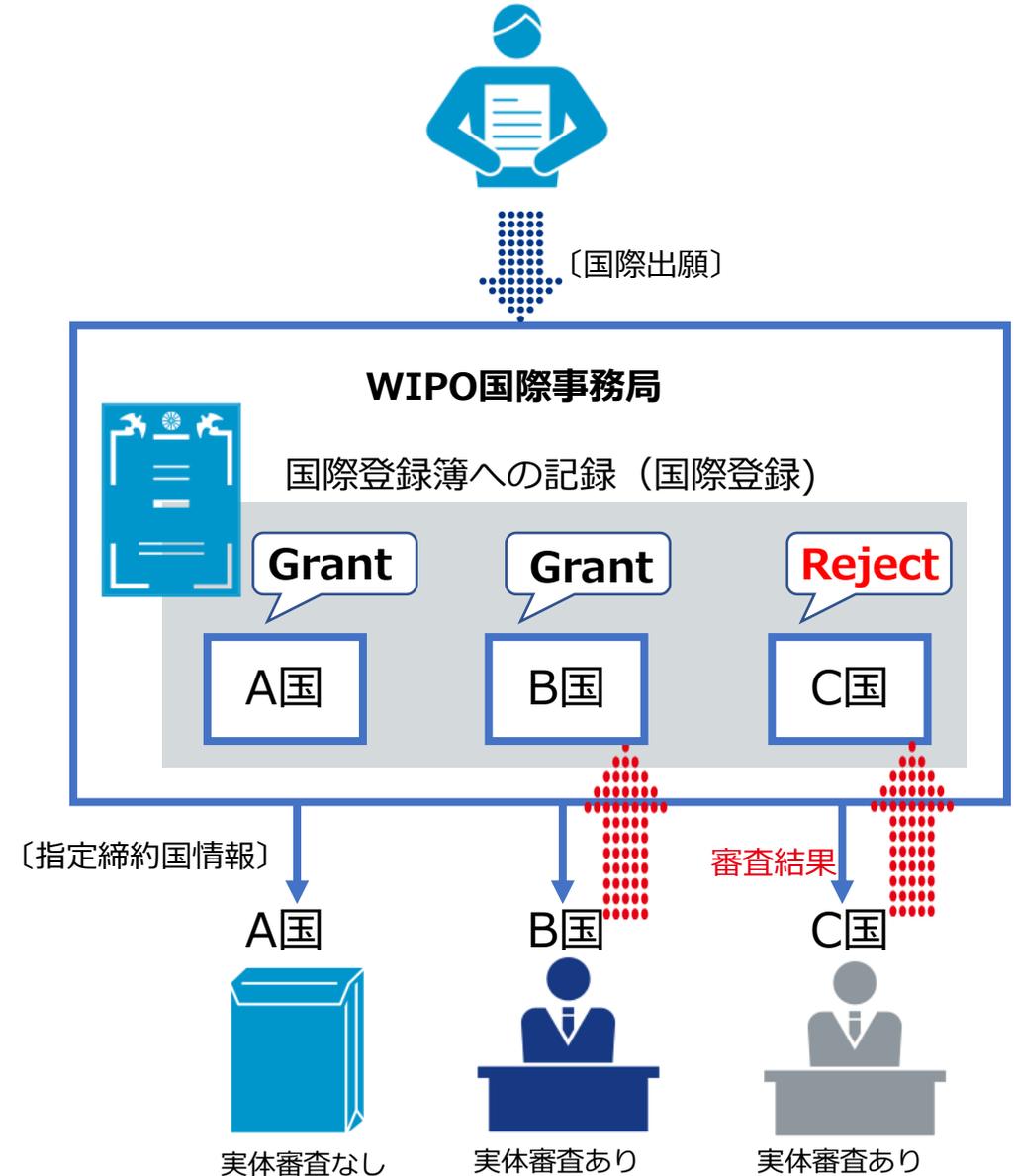
2 国際出願から国際登録まで

3 国際登録の維持管理（所有権移転、放棄・限定、更新など）

4 指定官庁としての日本国特許庁への手続

(1) ジュネーブ改正協定による国際登録制度の特徴

- 1 通の願書
- 複数意匠一括出願 (同口カルノ分類で100意匠まで)
- 3 公式言語 (英、仏、スペイン語)
- 1 通貨 (スイスフラン)
- 所有権移転、取り下げなどは WIPOに一括申請
- 更新はWIPOに一括手続



(2) ジュネーブ改正協定締約国

73の国及び 政府間機関が加盟

出典：WIPO Hague Yearly Review 2023

最近の新規加盟国 ※日付は発効日

2022年5月5日 中国	2022年7月22日 モロッコ
2023年5月6日 モーリシャス	2023年8月1日 ブラジル
2024年2月13日 ギリシャ	2024年3月14日 イタリア

日本の出願人がよく指定する加盟国

EU、英国、米国、中国、韓国、シンガポール

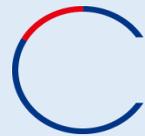
現在加盟準備中

ラオス、カザフスタン、インドネシア、ヨルダン など

特許庁HP【意匠の国際出願】締約国一覧

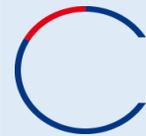
https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/hague_ichiran/index.html

(3) 国際出願件数 (2022年) 出典: WIPO Hague Yearly Review 2023



国際出願件数 (2022年)

7,973件 (前年比+18.8%↑)

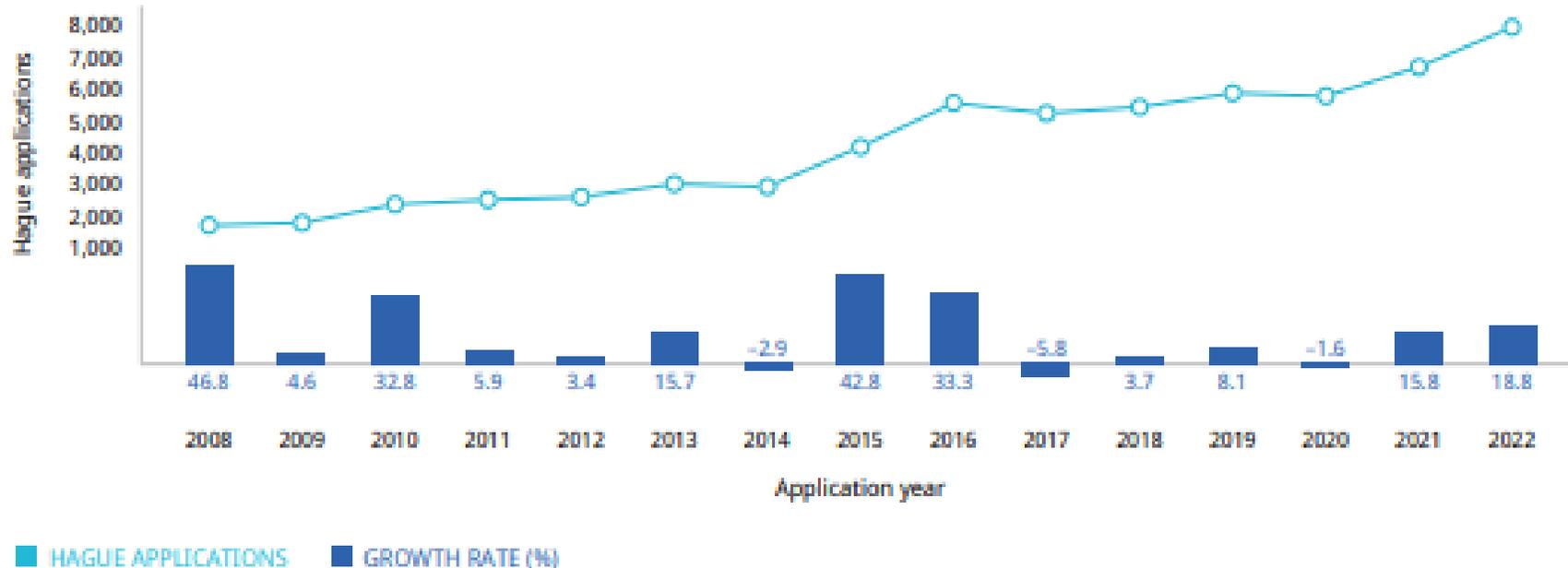


国際出願意匠件数 (2022年)

25,030件 (前年比+11.2%↑)

In 2022, international applications experienced a second consecutive year of double-digit growth, increasing by 18.8%.

1. International applications, 2008-2022



(4) マドリッド議定書及びPCTとの制度比較

	ハーグ (意匠)	マドプロ (商標)	PCT (特許)
基本概念	国際的な出願・登録制度	本国における商標登録の他の加盟国への領域拡大	包括的な各国への出願手続制度
基礎要件	不要	本国において出願又は登録された商標が必要	不要
自国指定	可能	不可能 (基礎出願、基礎登録があるため)	可能
国の指定	国際出願時に保護を求める国を指定	国際出願時に保護を求める国を指定	国際出願時にみなし全指定
出願時の手数料納付先	国際事務局に納付 (加盟国の宣言により一括又は二段階制)	国際事務局に納付 (加盟国の宣言により一括又は二段階制)	受理官庁が徴収
国際公表 (公開) の時期	原則、国際登録から12月後 国際登録後の即時公表、及び、公表の延期 (最長30月まで) の請求が可能 (任意)	なし	優先日から18月
事後指定	不可能	国際登録後において、新たな国の指定、国際登録の指定商品・役務の範囲内での指定商品・役務の追加が可能	不可能
保護の効果	国際登録の日から、各指定国に出願していたと同様の出願の効果を与えられる 各指定国での審査結果が登録となった場合 国内法に基づく保護の付与の効果を与えられる	各指定国での審査結果が登録となった場合、 国際登録日の国内出願と同等の保護を付与	各国に同時に出願したことと同じ効果を与える
保護の期間	協定上の要件は15年以上	10年 (更新可能)	国内移行した国の制度による (日本は出願から20年)
更新手続	5年ごとにWIPOへ手続	10年ごとにWIPOへ手続	国内移行した国へ手続
セントラルアタック制度	なし	あり	なし
使用言語 (日本のユーザーの場合)	英語、フランス語、スペイン語 のうちの一言語	英語	日本語又は英語
国内移行手続	不要	不要	必要 (日本は国内書面の提出)
国際調査・国際予備審査	なし	なし	あり

(5) ハーグ協定の改正協定とその関連規則

ハーグ協定の
ジュネーブ改正協定
(1999年アクト)

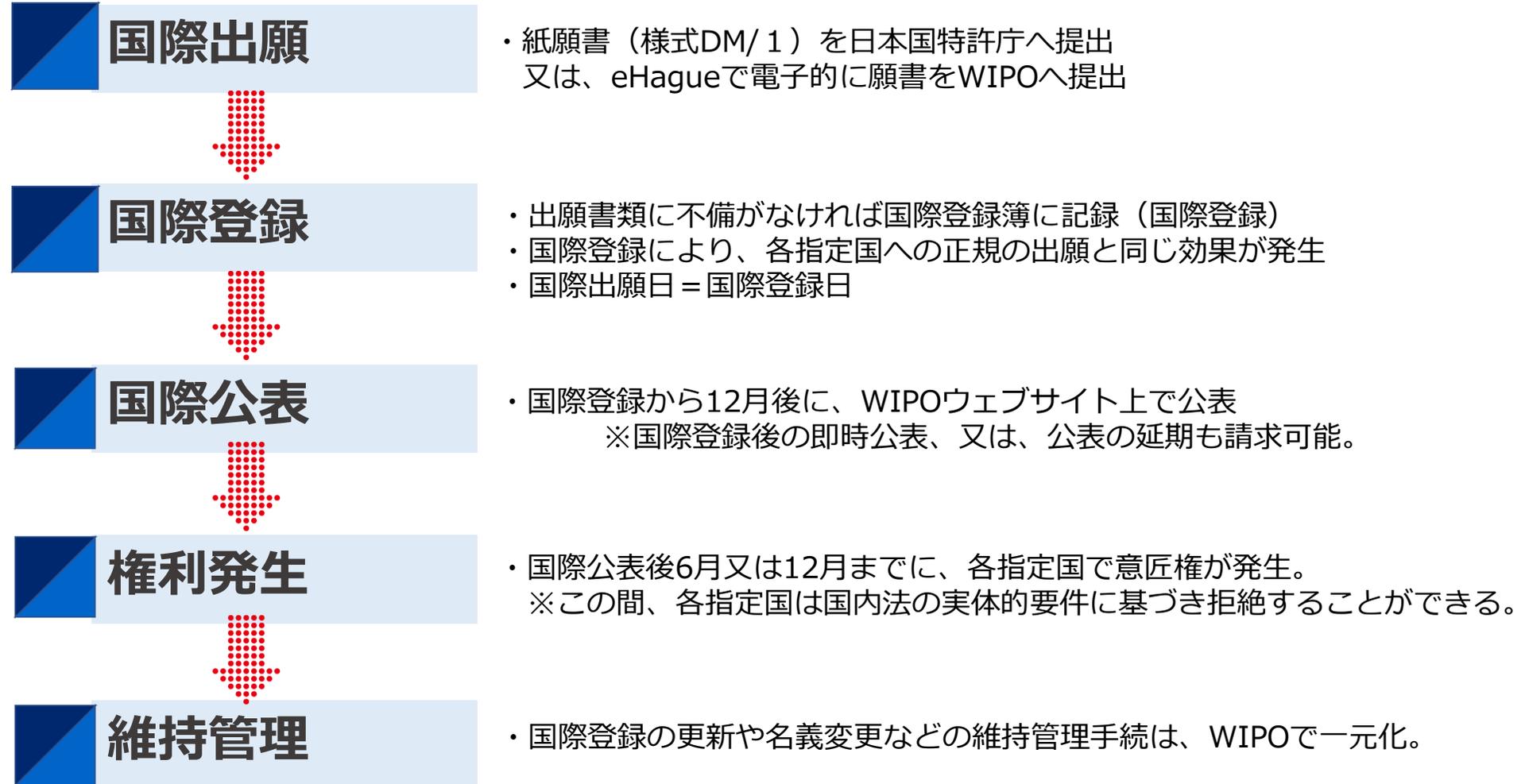
ハーグ協定の
ハーグ改正協定
(1960年アクト)

- ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則
- ハーグ協定に係る出願のための実施細則
- **ユーザーガイド (Guide to the Hague System)**

<https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/hague-system-guide.pdf>

※ 以下、本資料においては、上記ジュネーブ改正協定、共通規則及び実施細則の参照条文番号を、A1(1)、R1(1)、S101のように表記しています。
(それぞれ、協定第1条(1)、共通規則第1規則(1)、実施細則第101節を表します。)

(6) 国際出願・国際登録の手続の流れ



1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要

2 国際出願から国際登録まで

(1) ~ (6) 願書の作成

(7) ~ (8) 手数料の支払い・願書の提出

(9) ~ (10) WIPO国際事務局による方式審査

(11) ~ (12) 国際登録・国際公表

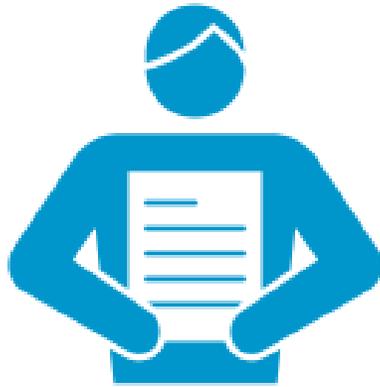
3 国際登録の維持管理（所有権移転、放棄・限定、更新など）

4 指定官庁としての日本国特許庁への手続

(1) 国際出願時の手続

出願方法は2種類

- ① eHagueで出願(=直接出願)
- ② 日本国特許庁に願書(DM/1)を電子特殊申請で送付、郵送または持参(=間接出願)



電子特殊申請または紙出願 (DM/1)

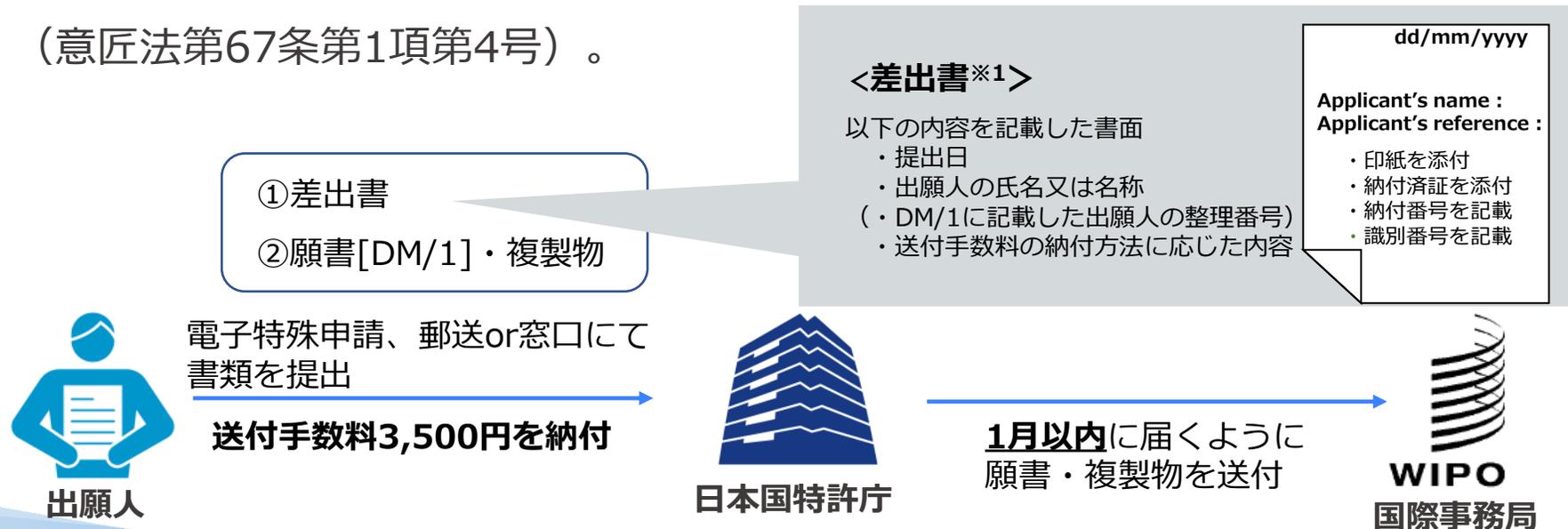


eHague(全出願の99%以上)

推奨

(2) 日本国特許庁を経由して行う国際出願

- 日本国特許庁を経由しての国際出願（間接出願）を行うことができるのは、
 - ①日本国民
 - ②日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所）を有する外国人に限られる。
- 出願時に差出書※1・願書 [DM/1] ・複製物（図面）を提出する。
- 出願手数料は事前に送金しておく。
- 送付手数料として日本国特許庁へ3,500円を直接納付する（意匠法第67条第1項第4号）。



(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (1/14)

出願人

◆ 第1欄

- 個人の場合
(例) Family Name : YAMADA First Name : TARO
- 法人の場合
(例) ABC CORPORATION LTD. / ABC CO., LTD.
- 住所は郵便物が確実に届く記載にする
※City欄には都道府県を記載する
- 電話番号は国コードから記載する
- E-mailアドレスの記載は必須

◆ 第2～3欄

- 日本人・日本法人であればすべてJAPAN

■ 願書 (DM/1) の様式

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/hague_form.html

■ 願書 (DM/1) の記載見本

https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/document/hague_text_r01/f-2.pdf

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (2/14)

出願人が複数いる場合、1. Applicantの下に表示されている
チェックボックスにチェックをし、CONTINUATION SHEETを使用して、
筆頭以外の出願人について 第1欄～第3欄の内容を記載する。

1. Applicant

If there are several applicants, check this box and provide the information required under items 1, 2 and 3 below, for each additional applicant on a **continuation sheet**.

※出願人が複数いる場合は、この
チェックボックスにチェックする。

※このリンク先からCONTINUATION
SHEETのデータをダウンロードできる。

出願人が複数いる場合のCONTINUATION SHEETの記載例



CONTINUATION SHEET

DM Form: Item No.: No. of sheet/total sheets:

筆頭以外の出願人について第1欄～
第3欄に記載すべき情報を続けて出
願人分記載する。

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (3 / 14)

代理人

◆第5欄

- WIPOに対する手続代理のすべてを行う
- IB representative (IB代理人) と呼ばれる
- IB代理人は1名 (1法人) しかなければならない
- 委任状の提出は不要
- WIPOからの公式通知が、E-mail アドレス欄に記載されたE-mailアドレス宛に送付される (<https://www.wipo.int/hague/en/enotif.html>)
- E-mailアドレスの記載は必須

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (4 / 14)

意匠、複製物の数 ◆ 第6欄

- 意匠の数： 出願する意匠数（同口カルノ分類で100意匠まで）
- 複製物の総数： 意匠の図面が6面図で2意匠分であれば “12”
- DM/1による出願の場合は、複製物の書面2ページ目以降に公表手数料として1ページにつき150スイスフランの料金加算がある

例) 意匠の数が1、複製物の総数が5図面の場合の記載例

6. Number of Designs, Reproductions and/or Specimens

Unity of design is a requirement in **Brazil, China, Estonia, Kyrgyzstan, Mexico, Romania, the Russian Federation, the Syrian Arab Republic, Tajikistan, the United States of America and Viet Nam**. If this application includes more than one design and designates any of these Contracting Parties, WIPO strongly recommends that you refer to the [Guide to the Hague System, International Application – Item 6](#) and the [Guidance on multiple designs](#). If designating **China**, also refer to item 16.

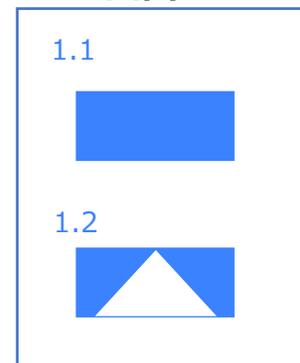
Total number of designs (maximum of 100):

Total number of reproductions:

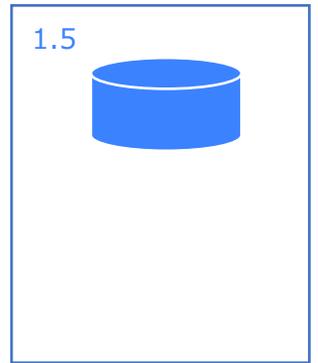
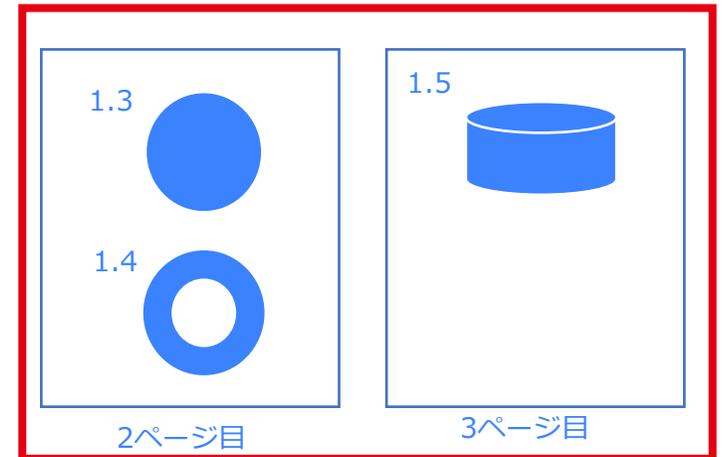
Total number of A4 pages comprising reproductions:

Total number of specimens (if any):

図面



1 ページ目



2 ページ目

3 ページ目

加算対象

※150スイスフラン×2ページ=300スイスフランが加算される。

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (5 / 14)

締約国の指定 ◆第7欄

- 後から指定国を追加することはできない。
- 日本は1999年アクト加盟国なので、1960年アクトのみの加盟国を指定することはできない。
- 日本を自国指定することも可能。

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (6 / 14)

物品名及びロカルノ分類 ◆第8欄

- 物品名は一般名称を簡潔に。
※Hague Express で過去に登録が認められた名称を参考にする。
 - ✓ Lighting device → Table lamp
 - ✓ Communication equipment → Mobile phone
- 1物品名、またはその部分であること
 - ✓ Carpets, mats or rugs → Bathroom mat
 - ✓ Passenger car, toy car → passenger car
- 複数意匠一括出願の場合は同ロカルノ分類であること
 - ✓ もし、2以上のロカルノ分類にまたがると判断された場合、欠陥通報において出願を分割するように指示される。

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (7 / 14)

説明 (Description)

◆第9欄

- ディスクレーム、部分意匠の説明、複製物の省略の説明などもこの欄で記載する
- 複数意匠一括出願の場合は、どの意匠及び複製物の説明なのかを明確にする
- 中国、ルーマニア、シリア、ベトナムを指定した場合は記載が必須
- 100単語を超えると、1単語につき2スイスフラン加算

(参考) Description (意匠の説明) 記載例

ディスクレーム



- the broken lines illustrating the XXXXX are for environment purposes only and form no part of the claimed design
- No protection is sought for the blue colored portions of the reproductions [disclaimer]; no protection is claimed for the color of the designs

図の省略の説明



- A back view and bottom view are omitted because the surfaces of the back and the bottom of the product are flat and include no ornamentation.
- The right side view is omitted because it is a mirror image of the left side view.

参考図に記された指示線の説明



- fig. 1.10 is a cross-sectional view taken along the A-A' line shown in the fig. 1.6

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (8 / 14)

複製物の説明 (Legends) ◆第10欄

- 「00 その他」の文字数上限が40→50文字に改訂

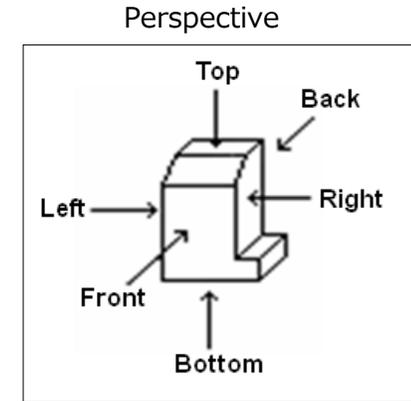
10. Legends (optional)

Recommended, especially when designating **China, Japan** and/or the **United States of America**. For more information, refer to [Guidance on Reproductions](#).

Associate the number in the margin of the reproduction with the corresponding code:

1 Perspective	3 Back	5 Bottom	7 Right	9 Unfolded	11 Cross-Sectional
2 Front	4 Top	6 Left	8 Reference	10 Exploded	12 Enlarged
00 Other (limited to 50 characters)					

No. (e.g. 1.1)	Code (e.g. 2)	Legend (indicate only when code 00 is selected)	No. (e.g. 1.1)	Code (e.g. 2)	Legend (indicate only when code 00 is selected)



【展開図】

Unfolded view



DM/078316 "Packaging for tea"

【分解図】

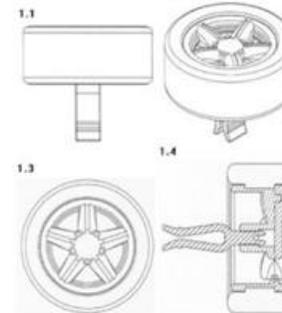
1.11



Exploded view

DM/078436 "Watch mechanism, namely minute repeater movement with constant force and disengagement lever"

【断面図】



Cross section view

DM/084170 "Air deodorizing device"

【拡大図】

1.4



Enlarged view

DM/084607 "Tire"

(参考) コード 0 0 を使用した例

DM/094 694

物品名. Label printer

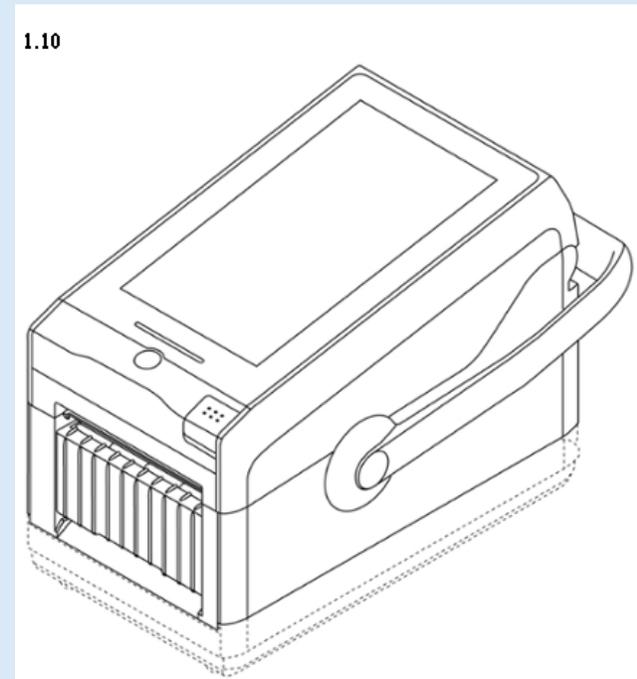
Legendの記載

1.10) Reference view showing the state in use

Description欄の記載

No. 1.10 is a reference view showing the label printer with a battery which is attached to the bottom of the label printer

図1.10



(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (9 / 15)

創作者 ◆第11欄

- 自然人の氏名を記載する
- ルーマニア、ブラジル、フィンランド、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、モーリシャス、メキシコを指定する場合は必須 (WIPOユーザーガイド参照)
- 米国を指定する場合も必ず記載し、ANNEX I の宣言も必要
- 意匠ごとに異なる創作者を記載することもできる

クレーム ◆第12欄

- 米国を指定する場合は必須 (米国を指定しない場合は空欄)
- 製品名を単数形で記載
- ベトナムを指定する場合は、記載不要

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (10/14)

優先権主張 ◆第13欄

- 優先権を主張する場合、第1国の出願日から6か月以内に出願する必要がある。
- 優先権主張の追加は、現在のところ、不可。
- 優先権書類の提出は指定官庁へ直接提出、又は、DASを利用。
 - ✓ 日本、中国、韓国、米国、ロシア、メキシコ、トルコ、ブラジルを指定する場合は提出要（WIPOユーザーガイド参照）。
 - ✓ 上記以外の締約国は提出必須ではないが、審査状況に応じて提出を求められる可能性がある。
 - ✓ 日本の出願を基礎出願として、DASを利用する場合、基礎出願番号の記載方法に注意する。
(※基礎出願番号が2020-012345の場合：2020012345 D（出願番号+スペース+D）と記載する。)
- DAS（優先権証明書の電子交換）参加官庁
 - ✓ 日本、米国、韓国、EU、中国、カナダ、メキシコ、イスラエル、オーストラリア、ブラジル、WIPO（提供庁のみ）など。
 - ✓ 日本は2020年1月1日以降に出願された国内出願から、DASアクセスコードを付与。
 - ✓ 台湾への基礎出願を基に優先権を主張する案件で、指定国日本に対して二庁間での優先権証明書類の電子的交換(二庁間PDX)を利用する場合は、本欄にアクセスコードを記載可能。（2022年1月1日～）
- 例外として、日本、中国、韓国に対しては、国際出願時にANNEX Vを用いて優先権証明書を提出可能。
 - ✓ 日本については、2021年10月1日より利用可能。

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (11 / 14)

新規性喪失の例外主張 ◆第15欄

- 日本、中国、韓国を指定した場合のみ記載可能。
- 新規性喪失の例外証明書は国際出願時にANNEX IIを用いて提出する、又は、指定官庁へ提出。
- 日本については、2021年10月1日より利用可能。

本意匠の表示 ◆第16欄

- 日本、中国、韓国を指定した場合のみ記載可能。
- 日本においては、本意匠の表示は国内段階でも手続補正書を提出することで追加・訂正できる。

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (12/14)

公表のタイミング指定

◆第17欄

- 通常の国際公表時期は、12月後（出願日が2022年1月1日の案件から適用）
- 出願時にimmediate publicationを選択しなかった場合でも、いつでも公表請求が可能

①通常の公表期間である12月後に公表したい場合は空欄

②国際登録後すぐに公表したい場合、immediate publication欄にチェック

- ✓ 出願に不備がなければ、出願から1か月程度で公表されるものもある。

immediate publication (upon recording of the international registration)

③通常の公表期間（12月）とは異なる期間に公表したい場合、publication at a chosen time欄

にチェックを入れ、出願日から起算した公表月数を記載

publication at a chosen time: 8 months from the filing date.

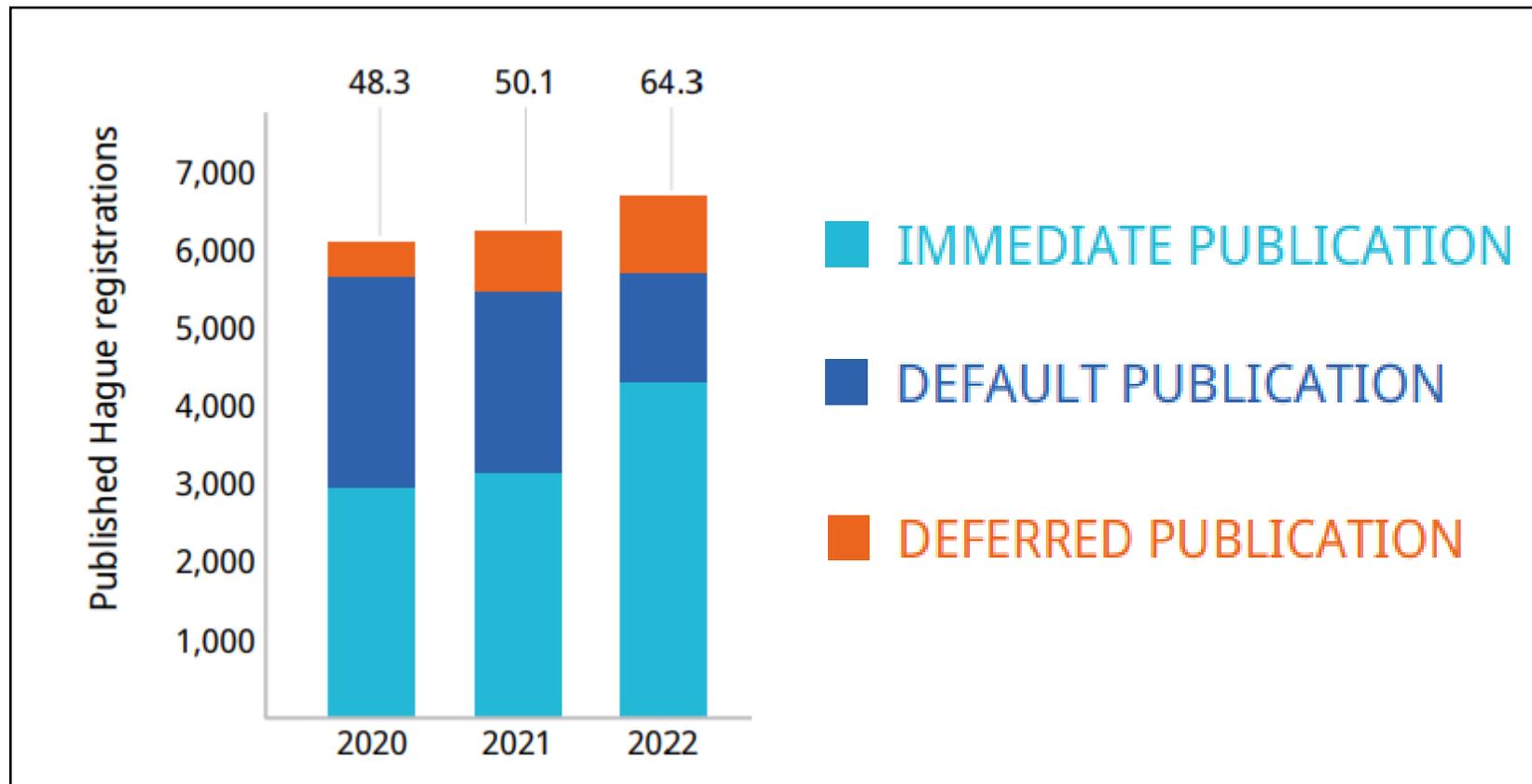
- ✓ 出願日から（優先権主張を伴う場合は先の出願日から）起算して**30月までの範囲内**で、公表月数を記載することができる。**12月未満の月数の請求も可能。**
- ✓ 公表の延期を認めない指定国（第17欄備考欄）が含まれていた場合は、13月以上の月数を請求することはできない。
- ✓ 公表の延期期間を制限している指定国(例：シンガポール→18月以内)が含まれている場合は、制限された期間内ではしか公表月数を請求できない
- ✓ 公表が遅い=実体審査の開始も遅れる
- ✓ 本欄で13月以上を請求した場合、公表手数料の支払いを先延ばし可能

(参考) 即時公表が多数

公表のタイミング指定

◆第17欄

- 「Immediate Publication (即時公表)」の割合は増加傾向



(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (13 / 14)

手数料の減額 (米国・イスラエル・メキシコ) ◆第18欄

- 米国、イスラエル又はメキシコを指定した個人、小規模企業、非営利団体などのみ記載できる

要件などは各国特許庁ホームページから確認すること：

<米国>

https://www.uspto.gov/sites/default/files/aia_implementation/AC54_Small_Entity_Compliance_Guide_Final.pdf

<イスラエル>

https://www.gov.il/BlobFolder/guide/designs-guides/en/designs_first_design_application_reduction_fee.pdf

<メキシコ> ※スペイン語のみ

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/550589/DOF.Estratificacion_PYMES.pdf

- WIPOでは当該出願人が減額条件に合致するかについて審査しない
- 米国について、極小規模事業者として減額申請をする場合は、ANNEX IVの提出が必須

(3) 願書 [DM/1] の記載注意点 (14/14)

署名欄

◆第19欄

- 出願人または代理人を選択し、署名を行う
- 署名はタイプ打ちで、前後を/で区切る形式を推奨 ex)/John Doe/
✓ 手書き、印刷、スタンプ、電子署名も可
- 法人の場合は代表者の署名

※本資料における各項目の表示は、最新の様式と異なる可能性があります。
最新の様式は、随時HPでご確認ください。

(4) 願書 ANNEXの記載方法 (1 / 3)

指定する締約国
により提出が必須、
又は任意で提出できる
DM/1の付属書類

書類名	概要
ANNEX I	意匠の創作者の宣誓又は宣言書の提出用 (米国)
ANNEX II	新規性喪失の例外証明書の提出用 (日本、中国、韓国)
ANNEX III	意匠の保護の適格性について出願人自身が知り得る情報の提出用 (米国)
ANNEX IV	極小規模事業体であることを証する書面の提出用 (米国)
ANNEX V	優先権主張に関する証明書の提出用 (日本、中国、韓国)

➤ **全ANNEX 共通の事項**

・ 提出の際にはカバーページに国際出願の整理番号及びカバーページを含めたANNEXのページ数を記載する。
原則、DM/1と同時に提出する。

➤ **ANNEX I について**

- ・ 米国を指定した場合には必ず提出する。
- ・ 意匠の創作者が複数いる場合、創作者全員分の「DECLARATION OF INVENTORSHIP」又は「SUBSTITUTE STATEMENT」を提出する。

➤ **ANNEX II について**

・ 指定国日本、中国、韓国に関する新規性喪失の例外証明書の提出が可能。

➤ **ANNEX V について**

・ 指定国日本、中国、韓国に関する優先権主張に関する補足書類 (優先権証明書) の提出が可能。

(4) 願書 ANNEXの記載方法 (2 / 3)

ANNEX I 創作者の宣誓書の記載方法

ANNEX I は米国指定の場合のみ作成

ANNEX I – DECLARATION OF INVENTORSHIP (page 1 of 1)
Declaration of Inventorship for the Designation of the United States of America

I hereby declare that I believe I am the original inventor or an original joint inventor of a claimed invention in the application.

This declaration is directed to the attached international application (if filing declaration with application).

This declaration is directed to international application:

(if furnishing declaration after filing the application, the declaration must identify the international application by the application reference number assigned by the International Bureau or the office of indirect filing, or by applicant's reference number which was on the application as filed).

I hereby declare that the above-identified international application was made or authorized to be made by me.

I hereby acknowledge that any willful false statement made in this declaration is punishable under 18 U.S.C. 1001 by fine or imprisonment of not more than five (5) years, or both.

Legal Name of Inventor:
Family (last) name, given (first) name

Inventor's Signature:
The signature must be that of the inventor, not that of the agent.

Date (optional):

Residence:
(required only if the inventor lives at a location different from the mailing address contained in the international application)

City:

U.S. State (if applicable):

Country:

※本資料における各項目の表示は、最新の様式と異なる可能性があります。
最新の様式は、随時HPでご確認ください。

※創作者が複数いる場合には、
創作者の人数分作成する。
※宣誓書が作成できれば、
宣誓書に代わる宣言書を作成
する必要はない。

※国際出願時に提出する場合には、
この欄の記載は不要。

※創作者名、創作者の署名
(自筆)、署名日(任意)
を記載する。

※カバーページに、該当する
国際出願の整理番号(出願
人が付与する番号)、カ
バーページを含めたペー
ジ数を記載して、宣誓書と合
わせて提出する。

(4) 願書 ANNEXの記載方法 (3 / 3)

ANNEX II・V記載の注意点

※本資料における各項目の表示は、最新の様式と異なる可能性があります。
最新の様式は、随時HPでご確認ください。

願書 (第15欄)

15. Exception to Lack of Novelty (if applicable)

If designating **China, Japan** and/or the **Republic of Korea**, you may benefit from an exception to lack of novelty due to prior disclosure. For more information, refer to the [Guide to the Hague System, International Application – Item 15](#).

(a) Contracting Party(ies) concerned: China Japan Republic of Korea

(b) The applicant claims to benefit from exceptional treatment provided for in the design law of the Contracting Parties concerned, for the following designs contained in the present application.

all designs, or
 the following designs (e.g. design 1, design 2):

design 1

願書 (第13欄)

13. Priority Claim (if applicable)

Indicate the number of each design for which priority is claimed. If no design is indicated, then the priority claim will relate to all designs included in this application.

Brazil, China, Japan, Mexico, the Republic of Korea, the Russian Federation, Türkiye and the United States of America require submission of priority documents directly to their Offices. For more information, refer to the [Guide to the Hague System, International Application – Item 13](#).

Office or country of earlier filing	No. of earlier filing (if available)	Date of earlier filing Day/month/year	DAS code (if available) Refer to Guide to the Hague System, WIPO Digital Access Service – Item 13	No. of the design	Annex V provided
				in numerical order (e.g. design 1, design 2)	
●●●●	1234567	x/x/xxxx		design 1	<input checked="" type="checkbox"/> Yes

By providing this information, the applicant claims the priority of the earlier filing(s) indicated above.

願書の記載と一致させる

願書の記載と一致させる

ANNEX II

①願書の(b)欄でthe following designsにチェック選択した場合
→ANNEX IIでthe following designsを選択し、願書に対応する意匠番号を記載する。

例) The supporting document(s) concern(s) the following design(s), for which exception to lack of novelty is claimed in item 15 of form DM/1:

all designs, or
 the following designs:

1

②願書の (b)欄でall designsを選択した場合。
→ ANNEX IIでall designsを選択する。

ANNEX V

①願書のNo. of the designで意匠番号を記載した場合
→ANNEX Vでthe following designsにチェックを入れて、願書に対応する意匠番号を記載する。

例) The document concerns the following design(s), for which priority is claimed in item 13 of form DM/1:

all designs, or
 the following designs:

1

②願書のNo. of the designが空欄 (全ての意匠に関する優先権主張の場合)
→all designsを選択する。

(5) 国際出願の複製物に関する基本的な要件

複製物に関する要件 [R9] [S401~405]

- ✓ 図面又は写真（白黒又はカラー）
- ✓ 意匠の詳細の全てを明確に識別でき、公表可能な品質であること
- ✓ 意匠以外の対象物、付属品、人や動物を含めてはならない（※）
- ✓ 軸線や寸法を備えた技術的図面、図面内への注釈文や図の表示の記載は不可

（※） ただし、説明(Description)、及び／又は、点線若しくは破線又は着色によって表すことにより、保護を求めないもの（ディスクレーマー／意匠又は意匠が使用されることとなる製品の一部を構成しないもの）についても、複製物中に表すことが認められる。

【DM/072618】
[7.1]

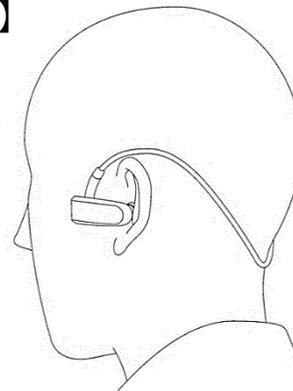
他の図は省略



- ・ヘッド部を破線で記載
- ・説明に「・・・ The broken line disclosure (head) does not form part of the claimed design・・・」と記載

【仮想事例】
[1.8]

他の図は省略



- ・説明に「・・・ The human figure shown in the reproduction No. 1.8 forms no part of the claimed design」と記載

我が国の意匠登録出願に当てはめて考えると、①部分意匠、②参考図の場合などにおける図面表現に関係する。

(6) 実体審査国を指定する際の複製物作成におけるポイント

WIPO国際事務局の方式審査をクリアし、国際登録となった場合であっても、各審査官庁の実体審査において意匠が開示不十分であるという理由で拒絶される場合がある。

【審査官庁から意匠が開示不十分として拒絶されないためのポイント】

- ①製品の全体構成を開示するのに十分な図を提出する
- ②省略した図について説明を記載する
- ③製品の保護を求めない部分（ディスクレーム）を図中に示す
- ④一の意匠において複数の異なる形式の複製物を併用しない

<出典>

WIPO “Guidance on Preparing and Providing Reproductions in Order to Forestall Possible Refusals on the Ground of Insufficient Disclosure of an Industrial Design by Examining Offices” (Rule 9(4) of the Common Regulations under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement) (May 2023)

https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/guidance_reproductions.pdf

※各審査官庁における留意点などについては、上記出典元をご確認ください。

(7) 手数料

- 国際出願に必要な手数料は、WIPO国際事務局に スイスフラン建てで一括納付する。
(公表の延期を請求する場合は、公表手数料を後日納付することが可能)
- 国際事務局は、①基本手数料、②公表手数料、(③追加手数料)を受け取る。
- 各指定国は、標準指定手数料又は個別指定手数料を受け取る。
- 間接出願の場合、日本国特許庁に対して送付手数料(3,500円)を別途直接納付する。

WIPOが受領する手数料

基本手数料

- 1意匠目 397スイスフラン
- 2意匠目以降1意匠ごとに 50スイスフラン

公表手数料

- 1複製物ごとに 17スイスフラン
- (複製物を書面で提出する場合)
2ページ目以降、追加ページごとに 150スイスフラン

追加手数料

- (意匠の説明が100単語を超えた場合)
101単語以降1単語ごとに 2スイスフラン

指定国が受領する手数料

(出願手数料+5年分の登録料)

※米国、メキシコでは国際出願時と保護付与時の二段階納付制度を採用

標準指定手数料

→ 個別指定手数料の受領を宣言していない
締約国などを指定する場合

等級1

- 1意匠目 42スイスフラン
- 2意匠目以降1意匠ごとに 2スイスフラン

等級2

- 1意匠目 60スイスフラン
- 2意匠目以降1意匠ごとに 20スイスフラン

等級3

- 1意匠目 90スイスフラン
- 2意匠目以降1意匠ごとに 50スイスフラン

個別指定手数料

→ 個別指定手数料の受領を宣言している
締約国などを指定する場合

- 14の国及び政府間機関

→ 韓国、キルギス、ハンガリー、モルドバ、EU(欧州連合)

OAPI(アフリカ知的財産機関)、米国、日本、中国、ロシア、カナダ、イスラエル、メキシコ、トルクメニスタン

2024年1月1日～
追加意匠の
手数料が変更

WIPOが提供する

Fee Calculatorが便利

(8) 手数料の送金方法

- 手数料の送金方法として、①WIPO口座への外国送金、②WIPOに設けた予納口座からの引き落とし、③クレジットカード、PayPal、④eWallet (Apple Pay, Google Pay, Samsung Pay を利用可能) がある。

※ただし ② : WIPOが別途定める要件あり ③④ : eHagueの場合のみ

外国送金の留意点

- 「受取人への連絡事項」欄には、送金目的と案件特定のための必要情報を英語で記載する。
 - ・送金目的 ※必ず「Design」の記載をすること
 - ・出願人の氏名又は名称
 - ・支払に係る出願を特定できるもの (願書[DM/1]の「For use by the applicant」の「Reference」欄に記載する番号など)
- 経由銀行などで発生する手数料は、送金者の負担。
 - ※送金後、WIPOから送金者宛に支払受領書が送付される。

<WIPO銀行口座>

銀行名 : Credit Swiss

銀行所在地 : CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND

口座番号 : CH51 0483 5048 7080 8100 0

外国送金依頼書 (見本)

(9) WIPOにおける方式審査・国際登録の流れ

方式審査



不備あり ↓ ↑ 出願人による修正

欠陥通報

- ✓ 欠陥通報の応答期限は3月
- ✓ 重大な情報の欠落など、国際出願日が繰り下がる場合もある

英語・フランス語・スペイン語への翻訳



国際登録

- ✓ 国際登録証が送付される



国際公表



- ✓ 国際登録から12月後の金曜日
- ✓ 即時公表、希望する時期での公表を請求した場合は、満了日直後の金曜日。

公表先：
International Designs Bulletin
<https://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>

(10) WIPO国際事務局による方式審査 (1/2)

不備がある場合



- WIPO国際事務局から欠陥通報又はObservationが届く
- 3か月以内に応答する（応答がない場合は放棄したものとみなされる）
- Observationは応答しなくても良い。そのまま国際登録に進む。
- 欠陥応答は直接WIPOへ  次のスライド参照

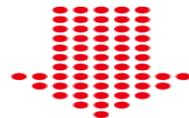
不備がない場合



- WIPOにおいて、出願言語以外の2言語に翻訳後、国際登録へ
- 国際登録証を出願人に送付
- 国際公表がなされる
- 国際公表後、指定官庁とのやり取り開始

主な不備の事例

- 出願日認定要件を満たさない（公用言語でない、氏名住所記載なし、図なし、指定国なし）
- 国際登録日要件を満たさない（協定第5条（2）（b））
 - ✓ 創作者記載なし（ルーマニアを指定）
 - ✓ Description欄の記載なし（ルーマニア、シリア、ベトナム、中国を指定）
 - ✓ クレームの記載なし（米国を指定）
- 図面要件を満たさない
- 料金不足



不備に対する応答は、eHague出願なら、eHague経由で回答を行い、DM/1を用いた出願であれば、Contact Hagueによる回答を行う。

（欠陥通報に記載された応答期限及び応答方法を確認してください）

(11) 国際意匠公報

The Bulletin is the official publication of the Hague System. It contains data regarding new international registrations, renewals, and modifications affecting existing international registrations. The search feature below covers entries published in the Bulletin after 2012. For older records, please refer to the Bulletin archives.

Browse by Bulletin Search by Registration Number

Publication Year 2023 Bulletin No. - Publication date 21 - 26.05.2023

Recording Type Registrations (1960 and 1999 Acts)

Query

Registration Number	=	
AND International Registration Date	=	
AND Priority Data	=	
AND Locarno Classification	=	
AND Indication of Products	=	
AND Holder	=	
AND Designated Contracting Parties	=	

Search

Shortcuts

- Help
- Bulletin archives 2004-2011
- Download XML Bulletin
- Notes on Bulletin information
- Country Codes (ST.3) PDF
- INID Codes (ST.80) PDF
- Locarno classification

(ご参考) 国際意匠公報の検索方法

The Bulletin is the official publication of the Hague System. It contains data regarding new international registrations and modifications affecting existing international registrations. The search feature below covers new records, please refer to the Bulletin archives.

Browse by Bulletin

Search by Registration Number

国際登録番号を入力の上
「Search」ボタンを押下

DM/

Search

IRN	Bulletin issue	Publication date	Recording Type	Indication of Products	Contracting Parties
DM/	03/2020	17.01.2020	Registrations (1960 and 1999 Acts)	1.-2. Lid for drinking vessels / 1.-2. Couvercle pour récipients à boisson / 1.-2. Tapa de recipientes para beber	III, NO, US, IS, EM, KR, JP, CH
DM/	06/2020	07.02.2020	Statements of Grant of Protection		EM; 17.07.2019
DM/	08/2020	21.02.2020	Statements of Grant of Protection		NO; 17.07.2019
DM/	44/2020	30.10.2020	Refusals		JP
DM/	49/2020	04.12.2020	Statements of Grant of Protection		JP; 02.11.2020
DM/	01/2021	08.01.2021	Refusals		US
DM/	02/2021	15.01.2021	Statements of Grant of Protection		KR; 22.12.2020
DM/	10/2022	11.03.2022	Statements of Grant of Protection		US; 15.02.2022
DM/	25/2022	24.06.2022	Changes in Name/Address of the Holder		

(1 2) 国際意匠公報の例

Registrations (1960 and 1999 Acts)

国際公表日

Bulletin No. 24/2023 - 16.06.2023

(11) DM/221 XXX (15) 12.12.2022

(22) 12.12.2022 (73) ABC COMPANY, 3 AAA Street, Cincinnati, OH 45202 (US) (86) DE, EM (87) DE, EM (88) DE, EM (85) -- (89) EM (74) Maria GIRIA, 35 Hayden Avenue 320, CA 90232 Culver City, United States of America (72) Taro Suzuki, 1-4-5 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0000 (JP) (28) 4 (51) Cl. 09-03 (54) 1.-4. Ornamentation for packaging / 1.-4. *Ornements pour emballages* / 1.-4. *Motivo ornamental para embalaje* (57) The dashed or dash dotted lines in the reproductions are for illustrative purposes only and represent textual contents or elements for which no protection is sought (disclaimer) (81) III. EM, JP (55) 1.1) Front; 1.2) Back; 1.3) Top; 1.4) Bottom; 1.5) Left; 1.6) Right; 1.7) Perspective;(以下省略) (66) JP; for design No(s) 2 3 4 ; The present application / *Présente demande* / *La presente solicitud*; 1 (82) II. JP; for design No(s) 1; The applicant claims to benefit from exceptional treatments provided for in the applicable laws of the designated Contracting Parties concerned, for prior disclosure of some or all of the industrial designs. (30)

Nos. 1, 2, 3, 4: 15.06.2022; 29/864038; US

(ご参考) INIDコード

(INIDコード) 日本における願書記載項目

(73) 【意匠登録出願人】の【氏名又は名称原語表記】及び【住所又は居所原語表記】

(72) 【意匠の創作をした者】の【住所又は居所】 【氏名】

(54) 【意匠に係る物品】

(55) (57) 【意匠の説明】

(66) 【本意匠の表示】

上記国際登録は、意匠2,3,4は意匠1を本意匠とする関連意匠出願であることを示す。

(82) 新規性喪失の例外主張

(30) 【パリ条約による優先権等の主張】の【国名】 【出願日】 【出願番号】

上記国際出願は、意匠1,2,3,4は2022年6月15日に米国に出願した29/864038を第一国出願として優先権を主張していることを示す。

INIDコード : <https://www.wipo.int/hague/en/bulletin/notes.html>

- 1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要
- 2 国際出願から国際登録まで
- 3 国際登録の維持管理（所有権移転、放棄・限定、更新など）**
（1）～（7）国際登録後に行う中間手続について
- 4 指定官庁としての日本国特許庁への手続

(1) 国際登録の維持管理

WIPOに 申請する中間手続

手続内容	様式／方法
名義変更	DM/2
名義人の氏名（名称）・住所変更	DM/6
国際登録の限定	DM/3
国際登録の放棄	DM/5
国際登録の更新	DM/4 又は eHague
IB代理人の選任（委任状）	DM/7 又は eHague
IB代理人の氏名（名称）・住所変更	DM/8 又は eHague
IB代理人の辞任	DM/9 又は eHague
国際登録簿の更正の請求	Contact Hague

申請が行われると、約1か月でWIPO国際登録簿に反映され、その旨が国際意匠公報（International Designs Bulletin）として発行される。

(2) Change of ownership 国際登録の権利移転

国際登録名義人の変更を行う



DM/2

様式



WIPO

手数料

144スイスフラン / 1 国際登録

- 意匠ごと・指定国ごとの所有権移転もできる（分割移転 DM/098989A）
- 原則、名義人（譲渡人）が手続を行う
- 同じ名義人のものであれば、複数の国際登録について一括手続可能
- 新名義人のIB代理人の選任も申請と同時に行うことができる
- 関連意匠など、独立した移転が指定国において認められない場合がある
- アフリカ知的所有権機関（OAPI）、米国、韓国、ロシア、デンマーク、メキシコ、ジャマイカ及び中国は、移転に関する必要書類を各指定官庁に提出するまで、移転の効果が認められない旨の宣言あり

(3) Limitation 国際登録の限定

複数意匠のうち一部の意匠を取り下げる
複数の指定国のうち一部の国を取り下げる



DM/3

様式



144スイスフラン/ 1 国際登録

DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

意匠 2 : 指定国 : 日、米



DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

~~意匠 2 : 指定国 : 日、米~~

「意匠 2」のみ
取下げ

DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

意匠 2 : 指定国 : 日、米



DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

意匠 2 : 指定国 : 日、~~米~~

「米国」について、
「意匠 2」のみ
取下げ

(4) Renunciation 国際登録の放棄

国際登録をすべて又は一部の国で取り下げる



DM/5

様式



144スイスフラン/ 1 国際登録

DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

意匠 2 : 指定国 : 日、米



DM/099999

~~意匠 1 : 指定国 : 日、米~~

~~意匠 2 : 指定国 : 日、米~~

すべて
取下げ

DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

意匠 2 : 指定国 : 日、米



DM/099999

意匠 1 : 指定国 : 日、米

意匠 2 : 指定国 : 日、米

「米国」指定
をすべて取下げ

(5) Renewal 国際登録の更新

国際登録をすべて又は一部の国で更新する



DM/4
様式

or



eHague

推奨



基本手数料

200スイスフラン/ 1 国際登録

指定手数料

Fee Calculatorで計算

- 初めの5年は出願時に支払う
- その後5年ごとに権利更新（国によって最長期間は異なる）
- 更新期限の6月前にWIPOからリマインダー通知が届く
- 指定国において拒絶された国際登録でも更新手続はできる
- Limitation、Renunciation、Invalidationにより権利が消滅した国際登録は更新手続ができない

(6) WIPO国際事務局への申請書類提出先

電子手続

	欠陥通報への応答	更新手続	中間手続のDM申請書類アップロード
Contact Hague	○	○ (DM/4)	○
eHague	○ ※1	○	△ ※2

※1 eHague で出願した場合のみ。DM/1を用いた出願であれば、Contact Hagueから応答する。

※2 eHagueから直接、代理人の選任や辞任、既存の代理人の氏名や名称の変更を依頼する。

注意) FAXは利用できなくなりました

(7) 制度改正・手続変更情報

2023年4月1日施行

- IB代理人に関する情報の変更（選任・取消・氏名住所変更など）の公表
- IBは、IBでの審査開始前に、少なくとも一意匠分の基本手数料の支払を出願人に求めることが可能

2024年1月1日施行

- 出願時の基本手数料（2意匠目以降）の増額（19CHF→50CHF）

施行時期未定

- 優先権主張の追加
- 創作者の氏名・住所変更手続の受付開始

1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要

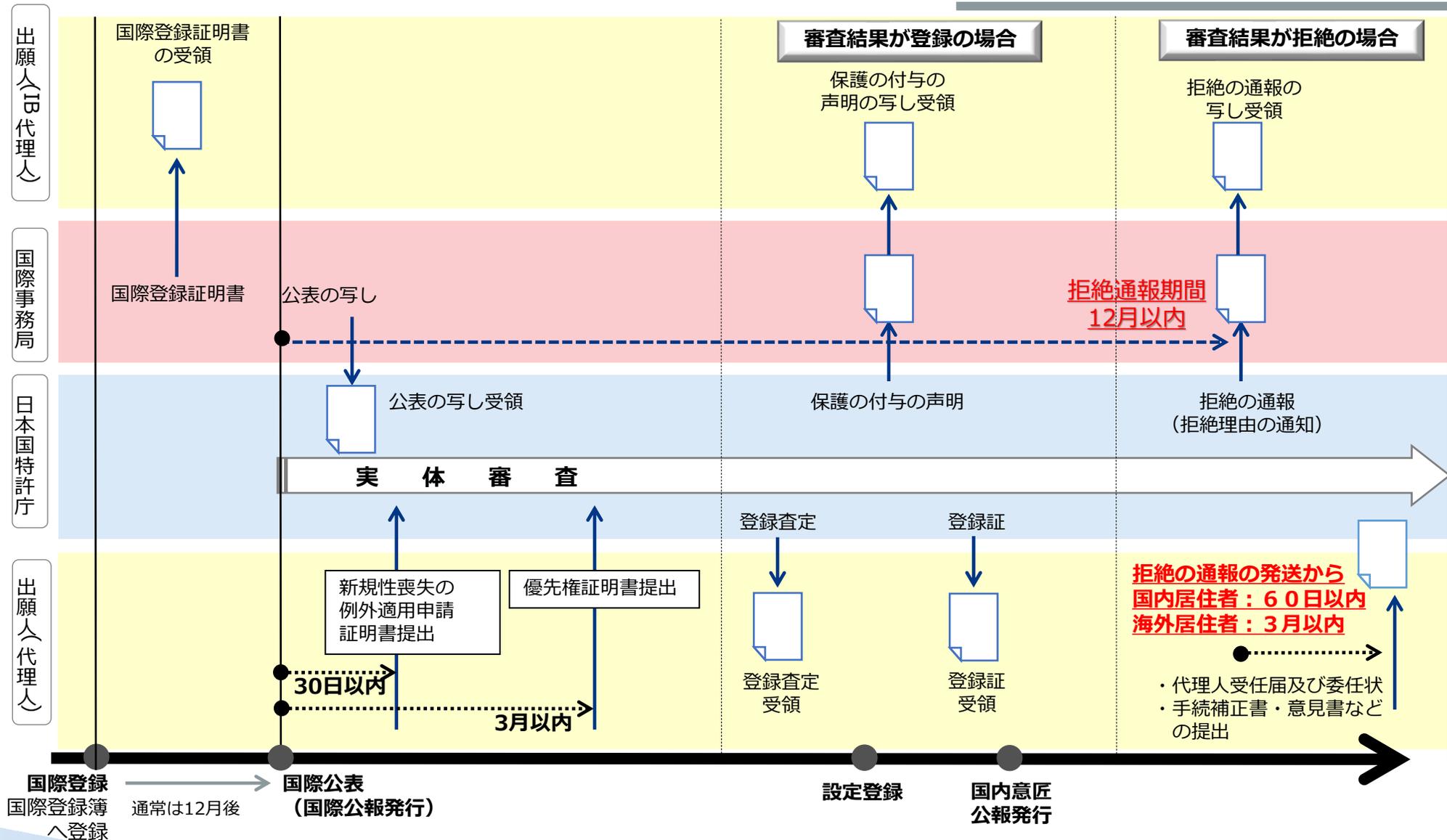
2 国際出願から国際登録まで

3 国際登録の維持管理（所有権移転、放棄・限定、更新など）

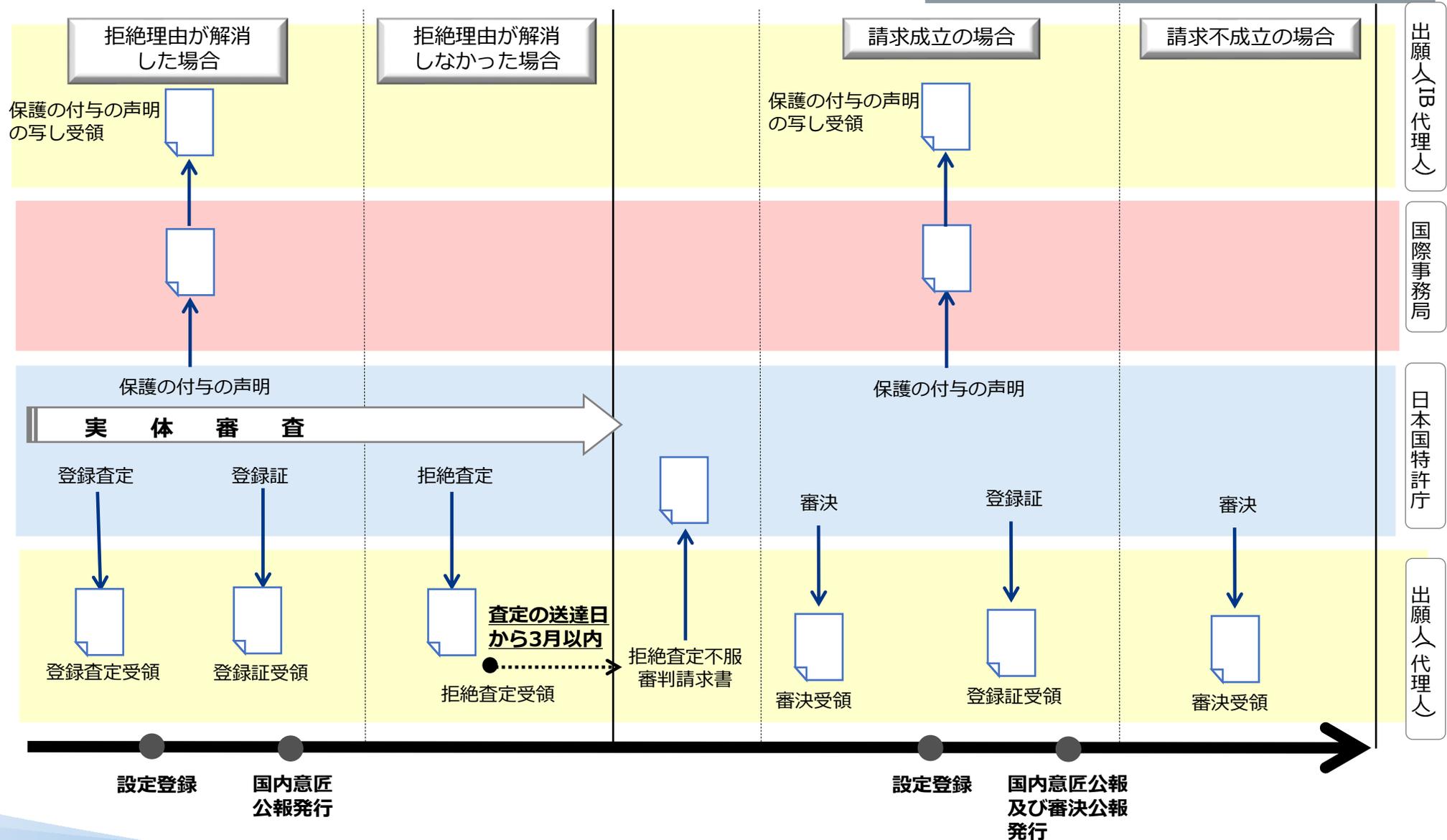
4 指定官庁としての日本国特許庁への手続

- (1) ~ (6) 日本を指定した国際出願の国内移行後の手続概要
- (7) ~ (8) 新規性喪失の例外の証明書の提出及び優先権証明書
- (9) ~ (10) 手続補正書・期間延長請求書の作成
- (11) 個別指定手数料の返還請求
- (12) 国内公報発行、国内原簿管理
- (13) 日本における意匠権の存続期間

(1) 指定官庁としての日本国特許庁への手続 (1/2)



(1) 指定官庁としての日本国特許庁への手続 (2/2)



(2) 拒絶の通報

拒絶の通報

[A12]
[R18]

◆ NOTIFICATION OF REFUSAL

- 指定官庁は自国の法令に基づく実体的な保護の要件を満たしていない場合に、国際公表から6月又は12月以内に拒絶の通報をWIPOへ送付しなければならない。
- 拒絶の通報は、国際登録簿に記録され、その写しがWIPOから名義人に送付される（IB代理人がいる場合にはIB代理人宛て）。
- 拒絶の通報があると公報が発行され、誰でも拒絶理由を確認することができる。
- 名義人は、拒絶の通報に記載された応答期間内に指定官庁に直接応答手続を行う。

□ 主な指定国の拒絶通報期間

- 6月 : EU、フランス、スイス、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、ポーランド、OAPI など
 - 12月 : スペイン、韓国、トルコ、日本、米国、カナダ、ロシア、中国 など
- ※新規性を含む実体的要件の審査を行う官庁を有する国及び異議申立制度を有する国のみが12月を選択可能。

(3) 保護の付与の声明

保護の付与の声明 [R18の2(1)]

◆ STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION

- 拒絶理由がない場合、指定官庁がWIPOに対し送付する声明。
- 声明を作成しない指定国もあるが、拒絶通報期間内に拒絶の通報がなければ、保護されたととらえて構わない。

拒絶の通報の後に行う保護の付与の声明 [R18の2(2)]

◆ STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION FOLLOWING A REFUSAL

- 指定国の官庁に対する意見の提出や補正手続などにより、拒絶の理由が解消した場合、指定国がWIPOに対し送付する声明。
※保護の付与の声明ではなく、拒絶の取下げの通報として行われる場合もある。 [R18(4)]

- 上記声明は、国際登録簿に記録され、その写しがWIPOから名義人に送付される（IB代理人がいる場合にはIB代理人宛て）。
- 上記声明に基づき公報が発行され、誰でも声明内容を確認することができる。声明には、補正により権利範囲が変更となる場合は、補正後の内容も記載されている。

(4) 通知の送付先（日本国特許庁の場合）

	通知	通知作成	経由	送付先
※ 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先権証明書提出のリマインダー通知（サービス通知） 	日本国特許庁（JPO）	—	出願人 (IB代理人には送付されません)
※ 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 拒絶の通報（1回目の拒絶理由の通知） ● 保護の付与の声明 <small>* WIPO Hague Expressより参照可能。</small>	JPO	WIPO 国際事務局 (IB)	出願人又はIB代理人 (JPO代理人には送付されません)
※ 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先権証明書未提出通知（法定通知） ● 拒絶理由通知（2回目以降） ● 登録査定 ● 拒絶査定 ● 登録証 	JPO	—	出願人又はJPO代理人 (IB代理人には送付されません)

日本国特許庁から通知を直接出願人に送付する場合（※ 1・3）は、WIPO国際事務局（IB）代理人に送付することはありませんし、WIPO国際事務局経由で通知を出願人に送付する場合（※ 2）はJPO代理人に送付することはありません。

(5) 指定国段階（日本） 手続のポイント

手続は
国際公表以後
に可能

手続書面は、
国際登録の対象である
意匠ごとに
作成する

**電子特殊申請又は
書面(紙)による手続**

既存の書面での提出に加え、
電子出願ソフトから
送付票にPDF化した申請書類を添付して
提出可能

手続書面には、
**日本国特許庁が
付与した出願番号**
(意願2023-500XXX) を記載

特許庁HP記事
「国際意匠登録出願に係る国際登録番号と
出願番号対応一覧の掲載について」参照

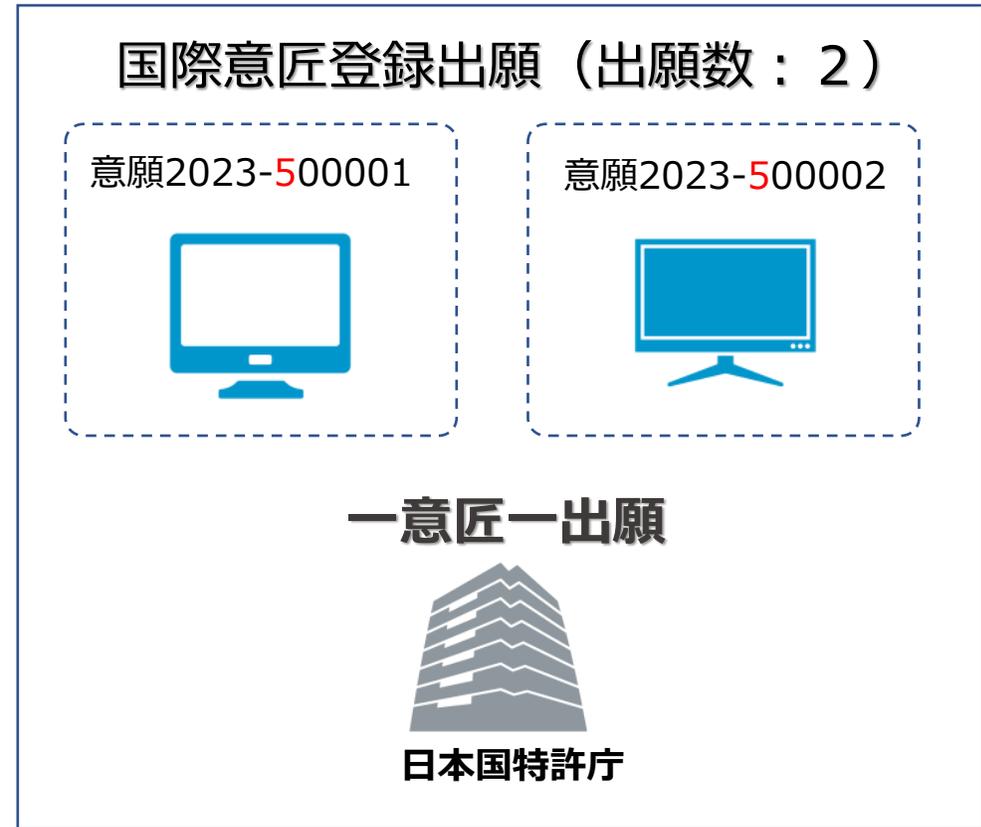
**国内の意匠登録出願書面
の記載との主な相違点**

- ①出願人の氏名/名称及び住所/居所は、
日本語による表記と
国際登録簿に記録された原語表記を併記
- ②【意匠に係る物品】
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】欄は**英語で記載**

権利承継や移転、
出願人又は名義人の
氏名・住所変更の手続は
**日本国特許庁ではなく
WIPO国際事務局へ**

※国際意匠出願に関する手続においても、押印は廃止となりました。
※電子特殊申請に係る詳細情報は特許庁HPをご確認ください。

(6) 複数意匠を含む国際出願の扱い



- 日本の取扱い
[意匠法第60条の6第2項]
 - 審査
- ・ 国際出願が複数の意匠を含む場合、含まれる意匠ごとの複数の出願とみなす
 - ・ 我が国の出願とみなされた各出願の意匠について、個別に審査を行う
 - ・ 登録査定となったものから、順次、意匠権の設定の登録を行う

(7) 新規性喪失の例外適用の申請

- 新規性喪失の例外適用の申請は、①国際出願の願書において、又は、②後日、日本国特許庁に対して行う。
- 新規性喪失の例外適用の申請に係る証明書の提出は、①国際出願時にANNEX IIを用いて提出する、又は、②国際公表から30日以内に日本国特許庁に対して行う。

新規性喪失の例外適用の申請

①国際出願時に申請する場合

国際出願時に、願書[DM/1]の第15欄に必要事項を記入する。

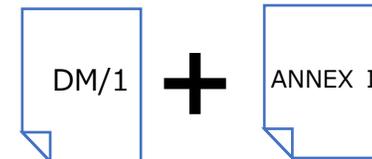
②日本国特許庁に申請する場合

国際公表から30日以内に、日本国特許庁に新規性喪失の例外適用申請書を書面により提出する（意匠法第60条の7第1項）。

新規性喪失の例外適用の申請に係る証明書

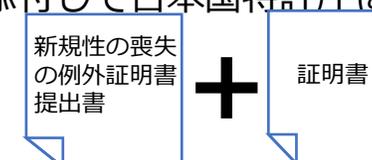
①国際出願時に提出する場合

国際出願時にANNEX IIを用いて提出する。（意匠法第60条の7第2項）



②日本国特許庁に申請する場合

国際公表から30日以内に、新規性の喪失の例外証明書提出書に証明書を添付して日本国特許庁に提出する（意匠法第60条の7第1項）。



(8) 優先権主張

- 優先権主張は、国際出願の願書においてのみ可能。
- 優先権証明書は、① 国際出願時にANNEX Vを用いて提出する、又は② 国際公表から3月以内、に日本国特許庁に提出する。あるいは、③ DASを利用することが可能。

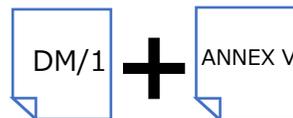
優先権主張

国際出願時に、願書[DM/1]の第13欄に必要事項を記入し優先権主張を行う。
※後日、WIPO国際事務局及び日本国特許庁に対して優先権主張することはできない。

優先権を証明する書面

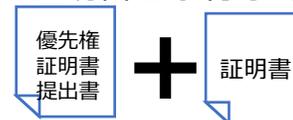
① 国際出願時に提出する場合

国際出願時にANNEX Vを用いて提出する。
(意匠法施行規則第19条第3項)



② 日本国特許庁に提出する場合

国際公表から3月以内に、優先権証明書提出書に証明書を添付して、書面により日本国特許庁に提出する。



(意匠法施行規則第12条の2)

※特許庁では、国際公表の2週間後に日本国特許庁から出願人宛に優先権証明書提出に関するリマインダー通知を行政サービスとして発送している。

法定期間内に手続がなかった場合

国際公表日から3月以内に優先権証明書が提出されなかった案件又はDASで優先権証明書を取得できなかった案件については、日本国特許庁から出願人又はJPO代理人宛てに優先権証明書未提出通知を送付している。

この通知書を受けた者は、通知の日から2月以内に限り、日本国特許庁に対して、優先権証明書提出書又はDASのアクセスコードを追加する手続補正書を提出することができる。(意匠法第60条の10第2項)

DASを利用する場合

国際登録日が2020年1月1日以降であって、基礎出願がDASの提供庁(Depositing Country)の場合は、DASの利用が可能。
(意匠法第60条の10第2項)

- ・ 国際出願時に、DASのアクセスコードを記載している場合は、優先権証明書の提出は不要。
- ・ 国際出願時にアクセスコードを記載していない場合、国際公表から3月以内にアクセスコードを追加する旨の手続補正書を日本国特許庁に提出することで、優先権証明書の提出を省略できる。

(9) 手続補正書 (1 / 2)

- 手続の補正は、事件が審査係属中であればいつでも可能。
- 参考資料 「[国際意匠登録出願の拒絶の通報への対応について \(よくある質問\)](#)」



【意匠に係る物品】の欄を補正する場合

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 意匠に係る物品
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【意匠に係る物品】 Vehicle



【意匠の説明】の欄を補正する場合

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 意匠の説明
【補正方法】 追加又は変更
【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) Perspective; 1. 2) Front...

(57) Description

(55) Legends

(9) 手続補正書 (2/2)

○ 図面を全図変更する場合

【手続補正1】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 全図

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 図面

【1. 1】

図面イメージ

【1. 2】

図面イメージ

※写真であつても、「図面」と記載します。

【意匠の説明】欄も併せて補正する必要がある場合には、【手続補正2】の欄を設けてください。

○ 図面を図単位で補正する場合

【手続補正1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 **変更**

【補正の内容】

【意匠の説明】 1. 1) Perspective ;
..... **1. 9) Reference view**

【手続補正2】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 1. 9

【補正方法】 **追加**

【補正の内容】

【1. 9】

図面イメージ

(10) 期間延長請求書

- 期間延長請求は、出願人が在外者・国内居住者の別を問わず、拒絶の通報、拒絶理由通知又は協議指令書に対して1回提出することが可能。

指定期間内に手続する場合

- ✓ 「期間延長請求書」を提出することによって、指定期間の満了日から2月の延長が可能。
- ✓ 手数料は、一律2,100円

特許 印紙
(2,100円)
【書類名】 期間延長請求書
..... (略)

特許印紙を貼る時は、
その下にその額を括弧
書きで記載する。

指定期間経過後に手続する場合

- ✓ 経過後2月以内に「期間延長請求書（期間徒過）」を提出することで、指定期間の満了日から2月の延長が可能。
- ✓ 手数料は応答する対象書面によって異なる。
拒絶の通報 7,200円 / 協議指令 4,200円

特許 印紙
(●●●●円)
【書類名】 期間延長請求書（期間徒過）
..... (略)

(1 1) 個別指定手数料返還請求

- 取下げ又は拒絶が確定した場合には、個別指定手数料（登録料相当額）の返還請求が可能。
- 取下げ又は拒絶の確定から6月以内に、日本国特許庁に個別指定手数料返還請求書を提出する。

返還する個別指定手数料の金額

WIPO国際事務局にスイフランで納付した個別指定手数料を日本国特許庁がWIPO国際事務局から受領したときにおいて日本円に換算した額から、1万5,300円を控除した額（意匠登録料に相当する額）。

➤ 例：WIPOからの個別指定手数料受領時のスイスフラン換算レート 1 CHF = 100円だった場合の返還額

$$\frac{(682 \text{ CHF (1 意匠分の日本の個別指定手数料)} \times 100 \text{ 円}) - 15,300 \text{ 円}}{68,200 \text{ 円}} = 52,900 \text{ 円}$$

(参考)
日本の
個別指定手数料

国際登録日	個別指定手数料
2016年6月30日以前	意匠ごとに582スイスフラン
2016年7月1日～2020年3月31日	意匠ごとに665スイスフラン
2020年4月1日～2022年3月31日	意匠ごとに682スイスフラン
2022年4月1日～2022年11月30日	意匠ごとに603スイスフラン
2022年12月1日以降	意匠ごとに507スイスフラン

(12) 国内公報発行、国内原簿管理

国内公報

国際登録を基礎とした意匠権の先行意匠調査を容易にするため、国内出願と同様の意匠公報を発行する。

国内原簿

国際登録を基礎とした意匠権について、国内の登録原簿で、国内出願に基づく意匠権と同様の内容を把握可能とする。

国内の登録原簿

- ・ 意匠権の設定
- ・ **意匠権の移転**
- ・ **意匠権の消滅**
(存続期間満了以外)
- ・ 意匠権の消滅
(存続期間満了)
- ・ 専用実施権の設定
- ・ 質権の設定 など

これらは国際登録簿に記録される事項の複製であり、国際登録を基礎とした意匠権の移転及び消滅（存続期間の満了によるもの以外）については、国際登録簿に登録されたところによることとなる

[意匠法第60条の19]

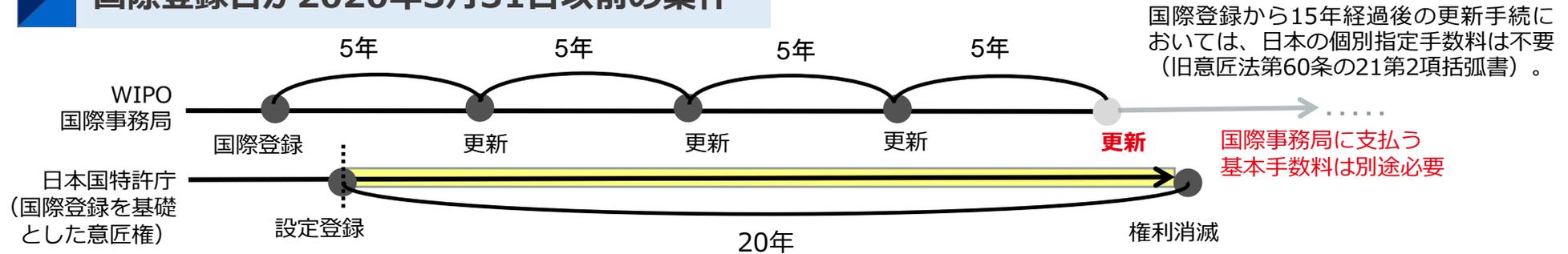
(13) 日本における意匠権の存続期間 (1 / 2)

■ 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間について、

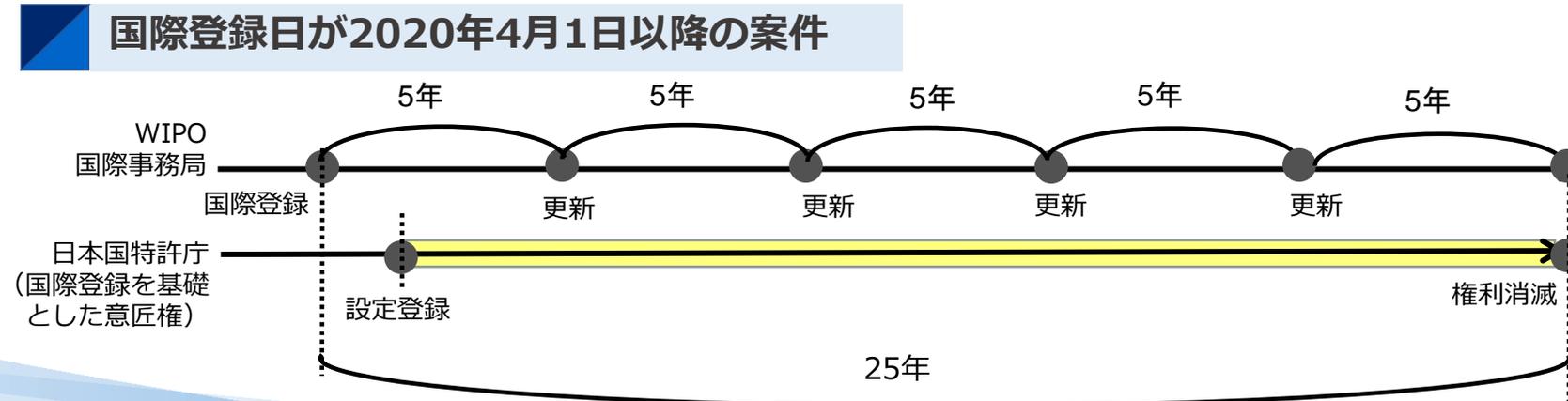
国際登録日が**2020年3月31日以前**の案件：設定登録から**最長20年**

国際登録日が**2020年4月1日以降**の案件：国際登録日から**最長25年**

国際登録日が2020年3月31日以前の案件



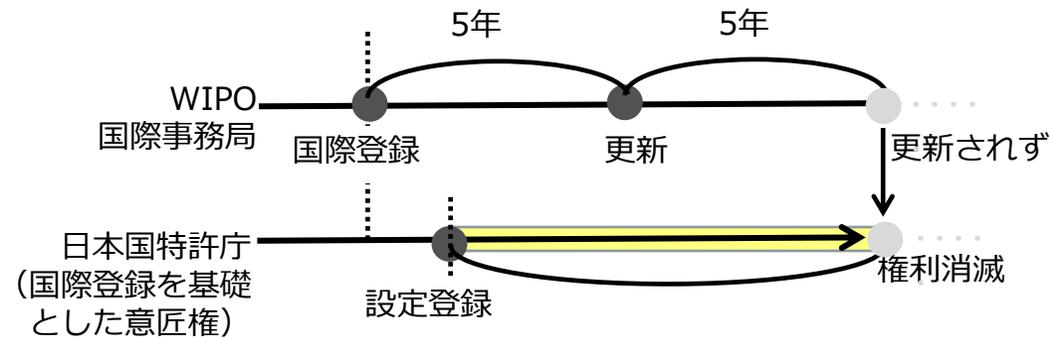
国際登録日が2020年4月1日以降の案件



(13) 日本における意匠権の存続期間 (2 / 2)

- ただし、意匠権の存続は、5年ごとにWIPO国際事務局に対して国際登録の更新手続きを行うことが条件となる。

途中で国際登録が更新されず消滅した場合



※国際登録を基礎とした意匠権は、国際登録が更新されず消滅した場合、その意匠権も消滅したものとみなされる（意匠法第60条の14第2項）。

WIPO国際事務局への更新手続きについては、スライド48をご参照ください。

(参考) 特許庁ホームページ・お問い合わせ先

※特許庁ホームページに順次最新情報を掲載してまいりますので、あわせてご参照ください。

特許庁HP : <https://www.jpo.go.jp/index.html>



●国際出願実務について

特許庁 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL:03-3581-1101 (内線:2683)
E-mail:PA1BD0@jpo.go.jp

●日本における審査実務について

特許庁 意匠課 意匠制度企画室
TEL:03-3581-1101 (内線:2934)
E-mail:PA1D40@jpo.go.jp



ホーム > 制度・手続 > 意匠 > 【意匠の国際出願】ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願

国際出願 (意匠)

新着情報

- 【意匠の国際出願】国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載 2023年8月14日
- 【意匠の国際出願】指定手数料一覧表を更新しました (アメリカ) 2023年4月17日
- 【意匠の国際出願】共通規則の改正 (第14規則関係) (2023年4月1日施行) を掲載しました 2023年4月11日
- 【意匠の国際出願】共通規則2023年4月1日発効を掲載しました 2023年4月3日
- 【意匠の国際出願】意匠の国際登録制度 (ハーグ制度) について[出願実務] (令和4年度実務者向けテキスト) を掲載しました 2023年3月17日
- 【意匠の国際出願】ハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定への加盟及び宣言事項について: ブラジル (参考訳) を掲載しました 2023年3月17日
- 【意匠の国際出願】ハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定への加盟及び宣言事項について: モーリシャス (参考訳) を掲載しました 2023年3月17日

締約国一覧

締約国一覧

- [ハーグ協定の締約国一覧 \(Excel: 22KB\)](#)
- [ハーグ協定の締約国一覧 \(PDF: 160KB\)](#)

制度概要

- [ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度について \(リーフレット\)](#)
- [ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要](#)

ありがとうございました

特許庁審査業務部出願課国際意匠・商標出願室 ハーグ担当

